

## 第4回「自転車保険専門部会」議事概要

### 1 開催日時

平成26年10月17日（金）午前10時から午後0時

### 2 開催場所

兵庫県民会館「福」

### 3 議事概要

第1回から第3回の自転車保険専門部会における検討結果を踏まえて作成した「自転車保険の加入促進方策（案）」について部会長が説明し、内容の検討協議を実施した。

## 「自転車保険の加入促進方策（案）」についての検討協議結果

### 1 はじめに

- 1ページの最終段落で、「促進方策について検討した」と記載があるが、促進方策の主語が記載されていない。
- 1ページの4段落目で「加入率も24%と低い状況にある」となっているが、「低い」という主観的な表現は限定したほうがよい。

### 2 自転車事故の現状と問題点

修正等なし

### 3 自転車保険加入の必要性

- 4ページの「表1 自転車保険の例」で個人賠償責任保険の特徴点として「安価で家族まで補償の対象となる」と記載されているが、これも主観的な表現は随所にない方がよい。「家族まで」という記載も「家族全員が」という表現に修正したほうがよい。
- 5ページの「(3) 自転車保険加入の必要性」の1段落目に、「高額な損害賠償請求事例が発生している中」と記載されているが、これ以外にも兵庫県の事故データを記載したほうがよいのではないか。
- 5ページの「(3) 自転車保険加入の必要性」の3段落目に、「自転車利用者が交通事故への備えとして、被害者の救済と加害者の経済的負担軽減を目的に」と記載で、これで十分かと思うが、「被害者救済を確実にするため」といった文言を追加して表現を厚くしてはどうか。

#### 4 自転車保険の加入促進方策

- 部会では既存の保険を活用し、周知・加入を促進する方向で意見が出されている。4ページの自転車保険の例にあるとおり、保険料も年間1,000円~2,000円程度で、月に換算すると100円程度である。経済的にも負担が低く加入しやすいのではないか。
- 「(1) 条例による加入の義務化」の3段落目に、「抜本的な対策」のところで、「意識向上を図るため」という目的になっているが、ここでも兵庫県の事故の状況や、判決についても記載すればよいのではないか。
- 6ページの「ア 加入義務の対象者」の2行目に「個人賠償責任保険の補償対象が日常生活における事故のみで、業務上での事故を除いてることから」という理由が記載されているが、この文章は不要ではないか。
- 6ページの「イ 加入義務の対象とする保険」の2段落目に、「車体にかける保険が望ましい」という記載があるが、色々な保険があるので、必ずしも望ましいとは言えないのではないか。同じ段落に、「推計24%の保険加入者のうち、9割以上が人にかける保険に加入している」との記載があるが、9割というデータに根拠はあるのか。
- 6ページの「イ 加入義務の対象とする保険」の2段落目に「自動車や二輪車などの強制賠償責任保険」という記載があるが、「自賠責保険」という名称があるので、そのほうがわかりやすいのではないか。
- 7ページの「ウ 保険加入の管理」という表題について、管理はできないという結論であれば、「加入状況の把握」といった表題にしてはどうか。また、最終段落に「把握する」という記載があるが、ここでも何を把握するか主語が記載されていない。
- 7ページの「エ 罰則の適用」の1段落目に「保険証券を常時携帯させることも自転車の特性として困難である」という記載があるが、常時携帯については、自転車の特性ではないと考える。
- 7ページの「エ 罰則の適用」の3段落目に「自転車販売店の保険加入確認義務の違反」という記載があるが、「違反」という表現は厳しいので変更したほうがよい。
- 7ページの「オ 義務化による経済負担」の1段落目で、「保険加入は自転車を運転する人のためであり、現状から見て著しい経済負担とまでは言えない」という記載があるが、「単に著しい経済負担とまでは言えない」といった文言で十分ではないか。
- 7ページの「オ 義務化による経済負担」の2段落目で、「県が推奨する保険を選定」とあるが、県が1つの保険を特別に推奨して問題はない

- のかという意見が席上出されていたので、文言を検討をしてもらいたい。
- 7ページの「オ 義務化による経済負担」の2段落目の「保険を効果的に促進できるようなシステム作りも必要と思われる」という記載の「必要」という言葉や、同じく7ページの「オ 義務化による経済負担」の3段落目で「その際に、安価で補償の厚い保険商品等により、更なる経済負担の軽減を図っていく必要がある」という記載を見ると、既存の保険ではなく、更に新しいものを作るというように読み取れるが、そういった議論にまでは至ってなかったのではないか。
  - 8ページの「(2) 具体的な加入促進方策」の「ア 広報啓発の徹底」の中で、安全教育が記載されている。当然、一般家庭に対する安全教育も想定していると思うが、学校を対象にイメージする方が多いと思われるので、住民全般に対する広報についても別途触れたほうがよいのではないか。
  - 8ページの「(2) 具体的な加入促進方策」の「ウ 保険会社等の加入促進」という表題は、「保険会社等による加入促進」のほうがよい。
  - 8ページの「(2) 具体的な加入促進方策」の「ウ 保険会社等の加入促進」の1段落目に、「損害保険事業者又は保険代理店等は」という記載があるが、「損害保険事業者等」という記載でよいのではないか。
  - 8ページの「(2) 具体的な加入促進方策」の「ウ 保険会社等の加入促進」の1段落目の最終行に、「継続更新を促す措置を講ずる必要が認められる」という記載があるが、この「措置」という言葉があまり適切ではないということと、継続更新の促進は現状でも行われているのではないか。
  - 8ページの「(2) 具体的な加入促進方策」「ウ 保険会社等の加入促進」の項目の最終段落に「損害保険事業者」と明記されており、「保険の開発に努めることが必要である」と記載されている。また、「県などにより、加入義務化に相応しい保険を公募しこれを推奨することなど、効果的な促進が図れるような施策を講ずる必要がある」という記載がある。部会では「現状の保険の活用」が現実的であるという方向で意見交換がなされていたと考えている。
  - 県が個々の損保会社に開発を要請するのであれば口を挟む余地はないが、部会のまとめとして「新商品開発が必要」が記載されても、損保業界として「新商品開発」のお約束はしかねるので、文言の修正をお願いしたい。
  - 同様に、「保険の公募」「施策を講ずる必要」についても、本部会の検討外の記述であるとする。

- 新商品の開発が損保会社の義務であるというように読み替えられてしまうと問題が生じる。
- 損保業界として加入促進をしていく中の一部ということで、7ページの「イ 自転車販売店による加入促進」に記載されているような、「勧めるなどの方法が考えられる」というような表現にとどめていただくほうがよい。

## 5 おわりに

- 10ページの1段落目で、「兵庫県内における自転車事故の状況から」と記載されているが、ここでは判決についても触れたほうがよい。  
    まとめの部分なので、被害者保護の観点や、経済的負担の軽減等についても触れたほうがよい。
- 10ページの2段落目で、「したがって」と記載されているが、自転車保険への加入は必要不可欠で喫緊の課題ということなので、「その保険の加入を促進するためには」という記載のほうがよいのではないか。
- 10ページの2段落目で、「抜本的な対策を行う必要がある」と記載されているが、兵庫県の話なので、「兵庫県として」という文言が入ってもいいのではないか。
- 10ページの3段落目で、「将来的にますます開発され」と記載されているが、「ますます自転車の利用が拡大し」といった文言になるのではないか。「更に機動力が向上されていく」と記載されているが、「機動力」という文言には違和感がある。
- 10ページの3段落目で、「現状では、自転車の登録制度や管理の問題、及び強制賠償責任保険のような車体にかかる保険が整っていない状況や法的整備の課題から」と記載されているが、「保険が整っていない」ことはないのではないか。
- 10ページの3段落目で、「既存の任意保険」と記載されているが、最初に定義した「自転車保険」にしたほうがわかりやすい。文言としては「被害者保護を図ることのできる自転車保険」としてはどうか。
- 10ページの最終段落で、「県としては県民が加入しやすい制度を構築」と記載されているが、制度という表現は少し引っかかるので、検討願いたい。
- 10ページの最終段落で、「交通安全教育やチラシ等で」と記載されているが、「交通安全教育の現場で」というような表現のほうがよいのではないか。